

別表2 (第5条関係)

高崎市パブリックコメント募集案件

件名	「都市計画道路の見直し方針（素案）」について
実施担当課	都市計画課 連絡先（電話：027-321-1269）
意見募集の趣旨	本市の都市計画道路について見直し方針(素案)をまとめたため、意見を募集するもの
公表資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路見直し方針(素案)一覧表</li> <li>・都市計画道路の見直し評価結果図</li> <li>・参考資料 都市計画道路の見直しについて</li> </ul>
意見の募集方法	<p><b>【意見の募集期間】</b> 令和7年11月4日（火）～ 令和7年11月28日（金）</p> <p><b>【意見を提出できる人】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する人</li> <li>・市内に事務所、事業所を有する個人、法人等</li> <li>・市内に通勤、通学している人</li> <li>・その他、案件に利害関係を有するもの</li> </ul> <p><b>【意見の提出方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送の場合： 〒370-8501 高崎市高松町 35-1 都市計画課 宛</li> <li>・電子メールの場合：toshikeikaku@city.takasaki.gunma.jp</li> <li>・ファクスの場合：027-323-5296</li> <li>・直接持参の場合：都市計画課（市役所11階） または、各支所建設課（倉渕支所は農林建設課）</li> </ul> <p>意見の提出様式は自由ですが、意見を提出する人は氏名、住所を記載してください。なお、参考様式は別紙をご覧ください。</p> <p><b>【意見及び市の考え方の公表予定時期】</b> 令和7年12月頃</p>
実施責任者	《要綱第10条に定める者》

◇資料の公表は、市民情報センター、都市計画課、各支所建設課（倉渕支所は農林建設課）、市ホームページで行います。

◇いただいたご意見は、類似の意見等とこれに対する高崎市の考え方をとりまとめた上、市民情報センター、実施担当課、市ホームページでお知らせする予定です。

意見を提出された方の個人名等は公表しません。

◇いただいた意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。